

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの使用の許可の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市勤労福祉センター条例(昭和 60 年条例第 2 号)	第 4 条第 3 項
基 準 法 令 名	大津市勤労福祉センター条例(昭和 60 年条例第 2 号) 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則 (昭和 60 年規則第 25 号)	第 4 条第 2 項 第 6 条
所 管 部 署	指定管理者：株式会社ハウスビルシステム (所管 産業観光部商工労働政策課工業・労政グループ)	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容    ■全部記載   □一部・項目のみ記載</p> <p>大津市勤労福祉センター条例第 4 条第 3 項各号に掲げる使用の許可の取り消し事由に該当した場合とし、同項第 1 号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。」とは、同条第 2 項に規定する事項又は大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則第 6 条各号に規定する事項に違反したときとする。</p> <p>【根拠法令】 大津市勤労福祉センター条例 第 4 条 3 指定管理者は、センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>【基準法令】 大津市勤労福祉センター条例 第 4 条 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) センターの施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。 (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則 (使用者の順守事項) 第 6 条 センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を順守しなければならない。 (1) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。 (2) センター及びその敷地内において喫煙しないこと。 (3) 他の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。 (4) 使用した設備、備品等は、原状に復し、清掃すること。 (5) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。